

平成24年度第3回青森県地方独立行政法人評価委員会 議事概要

(開催日時)

平成24年8月22日(水) 13時30分～16時00分

(開催場所)

青森県庁 議会棟6階第1委員会室

(会議次第)

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 地方独立行政法人青森県産業技術センターの平成23年度財務諸表について
 - (2) 地方独立行政法人青森県産業技術センターの平成23年度剰余金の翌事業年度充当について
 - (3) 地方独立行政法人青森県産業技術センターの平成23年度業務実績評価について
 - (4) 公立大学法人青森県立保健大学の平成23年度財務諸表について
 - (5) 公立大学法人青森県立保健大学の平成23年度剰余金の翌事業年度充当について
 - (6) 公立大学法人青森県立保健大学の平成23年度業務実績評価について
- 3 意見交換
- 4 閉会

(出席委員等) 昆委員長、久保委員、青木委員、石田委員、吉井委員、栗野専門委員、井口専門委員、豊川専門委員、服部専門委員(9名)

(県出席者) 健康福祉部健康福祉政策課 工藤課長 ほか
農林水産部農林水産政策課 鈴木課長 ほか
総務部行政経営推進室 大澤室長 ほか

(法人出席者) 青森県立保健大学 リボウイツ理事長 ほか
青森県産業技術センター 唐澤理事長 ほか

(議事要旨)

1 青森県産業技術センターの平成23年度財務諸表及び平成23年度剰余金の翌事業年度充当について

○昆委員長：それではよろしくお願いたします。議事に入ります。

地方独立行政法人青森県産業技術センターの議題1「平成23年度財務諸表について」及び議題2「平成23年度剰余金の翌事業年度充当について」は関連しておりますので、

一括して審議をしていきたいと思っております。初めに県の方から説明をお願いいたします。

○農林水産政策課：(資料1～資料2に基づき説明)

○昆委員長：はい、ありがとうございました。ただ今ご説明いただきましたこのことにつきまして、委員の皆さんからご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。では、青木委員。

○青木委員：資料2の裏面の決算報告書の内訳のご説明の中であおもり農商工連携支援基金から生じた運用金についてですが、運用益から助成金等を差し引くということでしたので、助成金が増えれば運用益は減るという単純にそういう考えですか。

○農林水産政策課：そうですね。

○青木委員：そうすると、経営努力によって得られたかどうかっていうことで考えると、助成金を貰わない方が、経営努力による剰余金が増えるところがなんとなく矛盾しているような気がするんですが、ここはどのように考えますか。

○農林水産政策課：一方で事業計画の事業の全体を見極めて、承認するにあたってきちんと23年度一定の事業を実施しているという評価に立った上での、今回の剰余金ということでございます。あまりにも、基金に基づく本来の各民間企業団体等に対する支援が少なければ、そもそものその事業が適正に行われていないということになるのかと思います。また、その本県の具体的な2の(1)の本県の承認にあたっての考え方というところでも、あおもり農商工連携基金から生じた運用益というのは、承認基準に掲げる経営努力認定の考え方としては認めようという考え方になってございますので、一定の運用益については経営努力によって生じたものというふうに見るということにしてございます。

○青木委員：仕組自体を、私多分理解してないと思うんですけども、助成金の支出・支払いというのは運用益の中から支払うということになっているのでしょうか。

○農林水産政策課：果実を運用しての、元金を使うのではなくて、果実運用の基金ということでございます。

○昆委員長：はいわかりました。

農産物の販売の収益関連についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○青木委員：はい、先ほどコストを差し引いた差額ということだったので。

○昆委員長：他にご意見ご質問ございませんか。はい、無いようですので、それではこの地方独立行政法人青森県産業技術センターの平成23年度財務諸表及び平成23年度剰余金の翌事業年度充当について、県が承認することは妥当であるということによりよろしいでしょうか。はい、それではそのようにさせていただきます。

※ 平成23年度財務諸表及び平成23年度剰余金の翌事業年度充当について了承される。

2 青森県産業技術センターの平成23年度業務実績評価について

○昆委員長：それでは続きまして、議題の3「平成23年度業務実績評価について」というところになりますけれども、その業務実績に関する事業年度評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査・分析を行い、その結果を考慮して業務の実績の全体に

ついて総合的な評定を行うこととしておりまして、この委員会で主体的に作成・決定するというようになっております。

その為、先般、法人から提出された業務実績報告書に基づきまして、ヒヤリングという形で法人に色々疑問点等をお伺いしたり、業績を伺ってきました。

その後、各委員には評価委員の評価の意見を事務局の方に提出していただいております。

資料の3でございますけれども、これは、その各意見を事務局において取りまとめまして、実績評価票の原案を作ったというところでございます。この案を基に審議いたしまして、修正するべきところは修正、加筆するところは加筆、削るところは削るとか、そのような意見交換を行いまして、最終的な評価票をまとめていくということでございます。

それで、この業務実績の評価の進め方としましては、まずその大項目別の評価を審議していった上で、最後に全体評価の審議を行うという方向で進めたいと思っております。

まず、項目別評価、大項目1の評価なんですけれども、これは5ページからになります。この5ページから開いていただきたいと思っておりますけれども、この項目別評価の1でございますけれども、「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」として、試験研究開発の推進ということで評価の結論からいきますと、中期計画の達成に向けて順調ということであるという評価ではなかろうかと。それは各委員からの評価の原案を基にしまして、そこにまとめてもらっているんですけれども、そのところを委員の皆様にご覧いただきまして、その原案についてご意見・ご質問、また修正意見等ございましたらお出し願いたいと。いかがでしょうか、豊川委員。

○豊川専門委員：大体よくまとめていると思って読ませていただきました。

最後の段落のところですが、「各部門の連携を一層強化し」というところに意見があります。そもそもセンターが各部門を全部統括してくという建前がありますけれども、これは連携するということが大きな目的だったと思います。ここが大事なところなので、各部門間の活躍の状況、連携の状況をもうちょっと具体化した方がいいと思いました。

それで、その部分を調べてみたんですが、小項目97となります。その内の連携で取り組んでいるところの項目が16ありました。16ということは全体の約16%ということになりますが、それをどう見るかということなんですけれども。今までの県の体系というものがありますので、お互いにかなり頑張っている方だと思いますが、やはり、これをしっかりと認識した上で、次の年度に向けて取り組んでいただきたいという意味で見たんですが、工業部門が13項目、農林部門が12項目、食品加工部門が5、水産部門が3、本部が1となっています。それぞれ職員の数も色々あるし、一概に多い少ないと言えないんですが、連携の実情についてアクセントをつけたら各部門での取り組みの姿勢に積極性が表れて良くなるんじゃないか、連携姿勢が変わってくるんじゃないかというふうに思いました。

だから、この部分を1行か2行くらい加えてほしいと思いました。

○昆委員長：はい、今お聞きして私なりの感想なんですけど、この「各部門の連携を一層強化し」、ってスツと書いてしまうと、どうも今まで連携がちょっと足りなかったんじ

やないかみたいに見えるところがある、と。だから出発して1年2年という段階では、そこにその法人化したメリットを生かしての連携を現実にこういうふうに行われてきているんで、そこの実績というのも評価した上で、さらに頑張ってもらいたいというような期待に、というそういうようなことでよろしいですか。

- 豊川専門委員：その通りです。連携って難しいですね。やっているように思うんですが、自己評価という意味では表し方があるんじゃないかと思いました。
- 昆委員長：法人化して、センターの第1期中期目標の大きな目標でもある訳ですから、今までそのスタートラインに立って連携を進めているけれども、その実績を踏まえた上で、さらに期待しますよというような方向で行きたいと、どうでしょうか、そういう方向でここをもうちょっと、「各部門の連携を一層強化し」っていうところにもう少しその、これまでの実績を少し書き加えるなりして、その上でさらに連携を、というような記載の仕方にしたらどうかという意見ですけれども、それでよろしいでしょうか。もしよろしければ、今、豊川委員の方からご指摘ございましたような数値とか、具体例とかを参考にして、このところは事務局と相談しながら私の方でまとめてみたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。はい、ではそのようにさせていただきます。

他にご意見はございますでしょうか。評価、中期目標の達成に向けて順調な状況である、という評価でよろしいかと思えます。年度計画をきちっとやっているという部分とこの評価の報告書ということになりますと、中期目標・中期計画の達成にむけての進捗状況がどうか、というところもこう念頭に置かなきゃならない訳ですけれども、出発して前半から見ていった場合に、当分達成に向けて順調な状況にあらうと。もしよろしければこれを確定ということで報告させていただきたいと思えます。

それでは続きまして、2の方の「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」ということで、産業活動・製品開発等への支援ということもございますけれども、これも、中期計画の達成に向けて順調な進捗状況にある、という4ということになっておりますけれども、ここは、数値が書かれているところは非常に達成率等もものすごく高かったりして、その状況やなんかもヒヤリングのときには、ご説明いただいたんですけれども、この項目につきまして、この4ということ、それからこの説明の文案に対しまして、ご質問やご意見ございましたらお申し出願いたいと思えます。いかがでしょうか。

はい、これも特にご意見無いようでございます。

3「県民に対して提供するサービス」なんですけれども、成果の移転・普及について、これもですね、4という評価で中期計画の達成に向け順調な進捗状況ということなんですけれども、いかがでしょうか。

あの、意見がこう分かれるところがあるんですけれども、書き方としましては委員全員のこう平均をとっているような、というところを書いてあるかなど。それからこの、説明の文言につきましては、一部書き足りないところとかも中にはあるのではないかと思いますので。是非この中に入れてほしいとか、これはもうちょっと修正した方がいいんじゃないかというのがございましたらよろしく願います。

はい、特に無いようですので、それでは4の方に移りまして、「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」と、これもですね、ロードマップの

作成において、順調に進んでいるということで、これも4と順調であるという評価でございませうけれどもいかがでしょうか。

はい、ということになりまして、5の「財務内容の改善に関する目標に係る必要な事項」ですけれども、それも特に問題がない順調であるという書き方でございます。いかがでしょうか。

○青木委員：下から3行目の予算収支計画、資金計画というところの3行の文章なんですけれども、予算計画についてのお話と、それから決算、実績に基づいてのお話がこの3行の中で混同されているような気がするので、もう少し分けて表現していただいた方が良くないかなと思います。

○昆委員長：予算収支計画及び資金計画という全部もう並列して一固めに書きちゃって。

○青木委員：そこはいいと思うんですけれども、予算収支計画資金計画については、本来の目的に沿った活用が不十分なんではないかという考えと、実績については、各部門ごとの業務損益とか帰属資産が業務損益を生み出しているかが検証されていないのではないかと二つの話が一緒になってしまっていると思うので。

○昆委員長：ここのところを整理して、なんかこう具体的にこういうふうに変えた方がいいっていうのがあれば。

○青木委員：おそらく私が出したコメントをまとめていただいたと思うんですけれども、まとめた段階は皆さん持っているような気がするので、そこを分けて提出していただければ。

○昆委員長：ではそこのところを分けて整理し、書き直してみても、また、必要があればご確認していただく時間はあります。では、そういうふうにさせていただきたいと思います。

他にございませうでしょうか。それで評価の方は4ということで変わらないでしょうか。それでは6の「その他業務運営に関する重要目標に係る必要な事項」ということですが、これも4で順調ということでございませうけれども、いかがでしょうか。

それでは大項目についてはこれで、原案の修正等によろしいのではないかとございませう。

それではこの全体評価の方に移りまして、この全体評価の文言とか記載とか表現につきましてご意見伺いたいと思いますけれども、まず全体評価の冒頭のところでいかがでしょうか。

それでは(2)の「業務の実施状況」というところについて、これはいかがでしょうか。

(3)のところは特に改善勧告とかそういうものは無いという判断でございませうけれども、もしこれで特に書き換える必要がなければ、先ほどの2点を修正いたしました上で業務の実績評価書として報告したいと思っておりますけれども、それでよろしいですか。

○服部専門委員：委員長、別に評価についてですね、文言も含めて4という評価について、これをいじろうなんていうふうには毛頭考えてないんですけど、このままで私は結構です。ただ、自己評価のABC評価とこちらの5段階評価、このずれが大きいような気がしたんですが。要するに自己評価の方はA評価が非常に大きい。だけどこちらの委員会の評価は、むしろA評価ということではなく、4段階目になっているということ。5段階のうちの4段階の評価になっている。その辺で評価の考え方がずれているんじゃない

かなということが気になる。ですから、今やる必要はないかもしれません。次の機会、来年のやるときに、そのことを一度議論した方がいいのかなというような提案です。

- 昆委員長：自己評価のA・B・Cっていう部分とここに記載している1・2・3・4・5っていうように記載する場合には、中期目標・中期計画期間全体を通して、進捗状況はどうかなってところを計る部分がありますので、5ってなっちゃうと中期目標に掲げたものをもう達成してそこは終わりました、というところまで行ってしまうんじゃないかなってことがあるんだと思いますね。そうしますと業務によっては、あの5か年の内の3年の目途も達成してしまえるっていう業務もあるかと思いますが、例えば研究なんかのように、毎年毎年これは同じことでも継続しなければいけないものもある。そうすると、極めて優れた成果が毎年上がっている場合には、自己評価でいきますとASという評価になっていくんじゃないかと思うんですけど、ですからそこをもう2年目で例えば5とかって言って良しとするには、相当特別な結果とか卓越した結果とかが連続して2年間出されてて、もうここから先は心配ないぞというところまで行かなきゃ、なかなか5というのはつけにくいんじゃないかなという気がするんですけども。

これ、最終評価の段階になった場合には5というのも出てくるから、そのところをもう一度委員の間で話し合って確認していく必要があるということですね。

- 服部専門委員：要するに減点法で行くのか、それともそうじゃない積み上げ方式で行くのか、それが我々こう意見を統一する必要はないと思いますけれども、意見を出しといた方がいい、皆さんの意見を聞きたい、交換しといた方がいいのかなって。

- 昆委員長：そうだと思います。そして、最終的に、最終的な評価をどうするかっていうのを基準っていうのは、これからも相談していくことになるんですよ。

- 行政経営推進室：第1期の中期目標期間の評価におきまして、今後、評価基準書について検討することになります。その際には各委員のご意見を踏まえて作成していきたいと考えております。その作業とすれば次年度を予定しているところでございます。

- 昆委員長：では、今の意見を踏まえて、そのところもう一度意見を見直して、最終的な評価をどのように記載、どういう考えでやっていくか。ですからこのところは、非常に悩ましいところですけども、法人の方でもそこはご理解いただいてですね、やはり年度計画ひとつひとつのA・B・Cというような評価と、全体としてのこういう評価書になった場合の1・2・3・4・5という意味合いってのが、ちょっとこう一致しない部分もあるっていう。ですから現段階では、この4という順調な進み具合ですけど、というのがまあ簡単に言うてしまうとそうこう問題は無い、うまくいってますという評価なのかと。5が無いんじゃないかというのはちょっとですね、あまり気になさらなくても、という気がするんですけども。

- 行政経営推進室：研究内容そのものの評価と計画に対する進捗具合を計るということが、必ずしもイコールでは無いという状態になっておりますので、その辺のことかなという感じはいたします。

- 昆委員長：大きく成果の上がっているところというのはこういう全体評価とか、中できちんとこう表記させてもいいと思います。

ですから、中期目標期間はセンターの場合ですと5か年ですけども、それが3年目位になってくるともう4年目あたりで相当まとまった成果になっている、というところで

あれば非常に正しい成果が期待できるし、3年目くらいになっても1・2年目の時のをそのまま継続しているようだ、最終年度に向けてちょっと慌ただしくなってくるってというような、こんなこともあるかと思えますので、丁度、その評価に対する考え方ってのが出てきましたので、それも踏まえてぜひ法人にはご理解いただいて頑張っていたいただければと思います。

それでは産技センターの方の審議はこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○行政経営推進室：はい、それではお揃いでございますので再開いたします。まず初めに委員及び専門委員計6名全員のご出席をいただいていることから会議が成立するというところをご報告申し上げます。

資料は皆様に事前送付しております資料4～7まででございますが、資料5につきましては差替え版を本日お配りしてございます。それから資料7につきましても、若干修正がございましたので、見え消し版という形で修正箇所が分かるようなものもお配りしてございます。見え消し版ちょっとお開きいただきたいんですが、6ページ、見え消し版の6ページ、本文の2行目のところに修正1箇所書き加えてございます。それから一番下の※印の3番、各種試験の合格率ならびに就職率の数字を入れてございます。それから7ページ、下北プロジェクトの解説ならびに科研費等の申請採択者件数を入れてございます。お開きいただきまして8ページ。8ページ(4)の本文ですが、一行目の後段を以下のように修正してございますので、ご参照いただければと思います。

それから7月の第1回委員会で配布した資料につきましても持参ということでお願いしてございます。よろしいでしょうか。はい、それでは引き続き委員長お願いします。

3 公立大学法人青森県立保健大学の平成23年度財務諸表及び平成23年度剰余金の翌事業年度充当について

○昆委員長：はい、それでは再開いたします。公立大学法人青森保健大学に関する審議を行います。まず議題の4、平成23年度財務諸表についてと、それから議題の5、平成23年度剰余金の翌事業年度充当についてというのは関連がございますので、これより一括して審議していきたいと思えます。初めに県の方の説明をお願いいたします。

○健康福祉政策課長：(資料4～6に基づき説明)

○昆委員長：ただ今ご説明いただきましたとおりでございますけれども、ただ今のことにつきましてご質問とかご意見ございましたら。いかがでしょうか。

例えば、私の方からちょっと、資料の差替え等があったりしたものですから、資料5なんです、2番の経営努力の具体的な取扱いってところで、(1)(2)というようなものがございます。そして、そこに例外規定が設けられておまして、学生収容定員の合計の充足率が90%を下回った場合には、必ずしも全部認めるわけじゃありませんよというような規定になっている訳ですが、その考え方の説明にですね、当初の資料なんです、先ほどもちょっと言いましたが、当初の資料の方では国立大学法人制度において、というような説明になっていたんですけれども、ですから国立大学法人のやり方を参考にしたというように思われると、ちょっと紛らわしい部分があると思いまし

たので、そここのところを差替えの資料のように、国立大学法人においてはというのを取っていただいた。

どこが違うのかと言いますと、その資料5では例外規定のところ、学部・修士・博士の学生収容定員を全部合計しまして、そして、充足率が90%というのが県の方で作っている基準なんですね。ところが国立大学法人の方は、学部は学部、大学院は大学院で定員の充足率何%というようにやっているの、必ずしもそこは同じじゃないというのを、これは県の考え方って言う形で。

昨年、私の方からちょっと検討をお願いしたのは、あの例えばですね、合計してやってしまいますと、大学院の学生数っていうのは特に博士課程とか非常に少ないですから、学生が1人もいなくても、合計しますと90%とかなる訳ですね。そうすると実質的にその例外規定を設ける意味があるかどうかという部分があるというのと、それから将来の問題として、博士課程とか修士課程とかっていうように課程別に、例えば充足率いくらというように検討しなくてもいいのかなという部分もあると思う。ただ今回は、県の方の規定をこういうように合計して充足率というように規定していますので、今回はそれに沿ってやっていただく。

それからもうひとつ、ちょっと私の方でわからない点がありまして確認していただいたんですけれども、実はその人件費のところ、剰余金とかが出たりしているっていうのは、例えば、退職された先生がいてその後任を募集したんだけど、うまくまわらなかったとか、そういうような部分があったりしますと、人件費も当初の予算よりも少なくて済んでしまう。やむを得ず少なく済んでしまうような場合があるんですけれども、ただその場合に、全体の説明でも、他を非常勤講師に置き換えて、人件費が減っているという部分があったようですので、定員はどうなっているのか、というところをちょっと調べていただきました。そしたら、業務実績報告書の方をご覧くださいいただければ分かるんですけれども、資料1でしょうか、その業務実績報告書の中を見ますと、教職員数とかそういうものを記載している部分があるかと思うんですけれども。

○行政経営推進室：2ページです。

○昆委員長：2ページですね。2ページに役員のところは、定員が例えば理事長1・副理事長1・理事4以内とか幹事2とかって決まっている訳ですね。ところが教員数のところと職員数のところは、定員が全部無しなんです。これは、産業技術センターの方ですと、ここにこう定員って欄が無いんですね。それは産業技術センターの方は定員というようにはなっていないで、職員数でもって全部やっていると。それで、大学によってはどうか、大学なんかでは教員定員というのがあって、例えば何々学部・教授何名・准教授何名・講師何名っていうことで、定員がもう学則とかで決まっている場合がある。ここの保健大学では定員って書いてあってこう斜線になっているもんですから、どのようになっているかなと思って確かめましたところ、これは定員っていうのは規定していないんだそうです。ですから、ここに記載されているのは、平成20年度に在籍した教員数というようなことになると。

ただ大学ですから、教育とか研究をやるためには最低何名の教員が必要とか、そういうのはありますし、資格を得るためには開設しなければならない科目とか、認定を受けるときに必要な教員数とかある訳ですので、そこには隠れた定員の必要な人数というの

がきちんとあるんですけれども、大学としてきちんと定員という規則を作ってですね、それでやっていくという訳ではない。

ですから、人件費とかが、剰余金が出たりする場合には、ある種今年度は剰余金を全部使ってしまうわないで、ある程度のところは非常勤講師で頑張るとかというような、そういう材料ができるという、そういう仕組み。

ですから、この書類の記載の仕方としては、産業技術センターのように定員が無いのであれば、そこの段を削ってもいいのかなという、あとであの事務局の方と相談していただくということになります。

このようなところを含めまして、保健大学の財務諸表等につきまして、ただ今ご説明いただきましたところは、このままお認めしてよろしいですか。

そうしますと、公立大学法人青森県立保健大学の平成23年度財務諸表及び平成23年度剰余金の翌事業年度充当について、県が承認することは妥当であるということで決しました。

4 公立大学法人青森県立保健大学の平成23年度業務実績評価について

○昆委員長：続きまして、議題の6、平成23年度業務実績評価について審議したいと思えますけれども、この業務実績に関する事業年度評価は、産業技術センターのときにも申し上げたんですが、ここも委員会が主体になって作成・決定するというところでございますけれども、法人から提出された業務実績報告書に基づいて、ヒアリングとか調査・分析を行ったところであります。各委員の皆様から評価意見を提出していただきまして、それを元に事務局の方でまとめていただきました。その実績評価書も、これは案でございます。ですから文言の内容等につきまして、今日ご審議いただく訳ですけれども、その上で最終的に書き直しまして、最終的な評価書へというようにまとめていきたいと思っております。それで、進め方なんですけれども、まずあの業務実績について、大項目別の評価を先に確認して、それを踏まえた上で全体の評価というところを検討したいと思っております。

それでは早速、その項目別評価の1、大項目ですね。教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための計画というところで、教育というところなんですけれども、これが評価としましては、中期計画の達成に向けて順調な進捗状況にある、というような評価ということになっております。それで、この説明の文章のところ、6ページのところに記載されているとおりですけれども、これを見ていただきまして、このような結論と記載の仕方でよろしいかどうか皆様のご意見を伺っていきたく思いますけれども、いかがでしょうか。

この評価4というところもですね、1の大項目のところは、だいぶ委員の皆様の評価も分かれた部分もございまして、ここも少し議論が必要かなとも思ったところなんですけれども、いかがでしょうか。

例えばこれ、4となっているんですけれども、全体をこう平均していったところに4というところに、おさまっているんですけれども実際はどうなんでしょう。3.6くらいものを切り上げて4というようになっていて、例えばあの、具体的で失礼なんですけど、私なんか4とつけていまして、どちらかという限りなく3に近いものというような感じだったんですけれども。

なぜかといいますと、確かにその、なんていいますか、国家試験の合格率ですとか就職率を見ていると非常に高い。それは結果としては、成果が上がっているというように認められる。ただ実際の年度計画と、それから中期目標中期計画の達成状況というのも踏まえなきゃだめなんですね。それを見た場合には、掲げている中期目標を達成する為の中期計画、それとこう見比べた場合に非常に心配な項目が何項目か出てきているという。ですから、そののところを考えるとどうかな、という部分もあったりしましてですね。ただ、実際の今年度の実績としても、国家試験の合格率や就職率も非常に高いし、ある種の基本改革も順調に進んでいるというところで、まあ順調というようには判断したんですけども。

中には、非常に危ないのではないかとこのところを心配された委員の方もおられると。ですから、そういうようなところでこれはこのまま読んでいいのか、あるいは文章も内容もこの辺のところでもよしいか、ということなんです。いかがでしょうか。

よしいですか。それでは1はこれでということ。

2の方なんです、教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための計画、研究ということに関してですが、これは中期計画の達成に向けて順調な進捗状況というので、4という評価なんですけども、これにつきましていかがでしょうか。

ここも特になければ次にいきます。

3の地域貢献というところでございますけれども、これも順調な進捗状況であるという、よしいですか。

それから次に、4の業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための計画というところ、このところは3ということでございます。おおむね順調ではあるけれども、若干その何といいますか、心配な部分もありますよということで、4という心配なく順調であるというところまではちょっといかなかったというのは、運営体制の改善に関してですが、監事監査規程とか内部監査要綱に基づく監査というものの中で、中間監査要綱に基づく財務監査っていうので、これを実施するっていうことになっているんですが、その規定を変えることなく判断によって実施しなくてよいだろうというようになっていったっていうのは、この辺のところはやはり心配なところではないかと。

それから人事の件に関しましては、まだ実施されていない項目が若干あるというところで、この3というところにおさまっているというところなんです、これについて委員の皆様ご意見ございますでしょうか。

というのは人事評価結果の給与への反映というところでも、6年間の中期目標・中期計画ですので、もう、その骨格とかそういうのが出来上がって実施体制に入っていないと、なかなか中期目標期間中に完成するのかがどうかっていうのがちょっと心配。それから、この人事の適正化っていうのも先程のように、定員の概念というのがないのであれば、何をもって人事を適正に行っているかっていうのは、法人の中できちとした方向性とか人事計画とかっていうのがないと、単に非常勤講師を多く、単にってそういうことでは無いと思いますけれども、非常勤講師を多く採用して、結果として人件費が浮いたというのは人事計画とは言えない。やはり、お金を全部使い切ってもきちんとした教育研究をやるっていうのが第1である。ただ、募集した教員が何らかの事情でもって埋まらなかったんで、結果として人件費の余裕が出た、それであれば問題ないと思います。それとか、あるいはその年齢構成とかを直していくとかね、そしてその結果として人件費が浮く、そう

ということもある。

この4についてはいかがでしょうか。このような記載と評価で正しいでしょうか。

はい、それではひとつめくっていただいて、財務内容の改善に関する目標を達成するための計画は、順調な進捗状況であると。外部資金の獲得とかというところも。このところで人件費について、人件費を少なくすることには、それは必要なことではありますけれども、教育研究の質の確保に配慮をお願いしたいというのが先程言ったようなことでございます。

それでは6に移りまして、教育及び研究並びに組織運営について自ら行う点検・自ら行う点検評価等でございますけれども、これも順調な進捗状況にあるという、いかがでしょうか。

それから7としましても、その他業務運営に関する重要目標を達成するための計画も、これも順調な進捗状況ということですが、結果とか文章について付け加えるべき点がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは全体評価の方に移りまして、総評というところで全体評価が書かれてあるんですけども、この全体評価の部分で表現とか、あるいはただ付け加えるべきところ、修正すべきところございましたらお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

(2)の業務の実施状況というところ、ちょっとその(2)のですね、業務の実施状況のところから4行目ですか。

- 行政経営推進室：はい、監査の部分ですね。監査に関するという、(2)の下から4行目で。
- 昆委員長：はい、業務運営の改善、及び効率化に関しては、人事評価システムの給与への反映が未実施となっており、また、監査に関する規程・要綱等を遵守し、適切に実施する必要がある、という未実施となっておりというのから、また、というのは文章の繋がりが。
- 行政経営推進室：繋がりの部分もございまして、大項目の方で今回の修正、見え消しでお示ししてございましたけれども、財務監査についての取りまとめの記載、修正したことに伴い、元の業務の実施状況の表現についても少し工夫をさせていただければという思いです。
- 昆委員長：あの、そこは結構なんですけれども、ちょっとどうかなっているのは、この文章の表現、繋がりが。
- 行政経営推進室：はい、含めてここは。
- 昆委員長：だから、例えばその人事評価システムの給与への反映が未実施となっていることがちょっと問題。
- 行政経営推進室：ここは一旦ちょっと整理させていただければと思います。
- 保健大学：あのひとつよろしいでしょうか。前回もあの申し上げたんですが、事実誤認があると思います。
- 昆委員長：はい。
- 保健大学：事実の誤認があると思います。
- 昆委員長：はい。
- 保健大学：と申しますのは、中間監査に関してですが、中間監査の実施要綱が確かにございますが、中間監査はこの要綱により行うと書いてございまして、その中間監査の要綱の上にあります監査実施規程の方では、その実施については、監査人がですね、監査計画を示して、それによって行うというふうに決めてございまして、そこで中間監査を行わないと

ということになりますと、その中間監査実施要綱は使わないということになるんです。あらかじめ準備していて、中間監査を行う際は中間監査をこの要綱により行うと決めてごさいますが、中間監査は行わないという監査の計画が年度当初に示されますと、その要綱は予め準備はしているんですが、ある意味それをその年度は使わないということになるんですよ。ですからそれはつまり、遵守し、中間監査を行わなければならないのに行わなかった、というのでは無くて、中間監査を行うと決まればこの要綱によるというものなんです。ですから、ここであの遵守、中間監査要綱によって中間監査を行わなければならないのに行わなかった、遵守されていないということでは無いんです。そこに誤解があるんです。

○昆委員長：なるほど。親規程の監査規程の方で、監査計画を立てると。監査計画を立てるときに、中間監査をするしないはそこで判断するから、もし中間監査を今年度は実施しますよとなった場合のために、この中間監査要綱があると。

○保健大学：あるんです。そういうことに、そういう作りになっているんです。

○昆委員長：そして今回は中間監査はしないというように判断したんだから、だからこの中間監査要綱というのは、今年度は使わないという。

○保健大学：はい、前回もちょっとそういうことを言ったんですが、言葉が足りなくて誤解のままに終わっているんですが。ですから遵守されていないということはちょっとあたらないんです。

○昆委員長：中間監査要綱に遵守して、中間監査をするっていう訳では無いのか。

○保健大学：だから、今年は中間監査を行わないという計画になっていたんです。

○昆委員長：監査規程の方に乗っ取って、中間監査をするかしないかをまず決めて、中間監査をするということになったら、この中間監査要綱でやる、という。

○保健大学：はい。で、その元々の計画の中では、内部監査を行うというふうに決めたんです。ですから内部監査は行ったんです。

○昆委員長：内部監査は行った。

○保健大学：はい。ですが、その中では中間監査は行わないと決めたので、中間監査実施要綱は使わないで終わったんです。

○昆委員長：なるほど、どうぞ。

○青木委員：そうすると、前回中間監査要綱を修正しなければいけないというお話があったと思うんですけど、修正する必要はないっていうことですか。

○保健大学：今後、もう中間監査は行わないこととするというふうに監事のお二人が決められれば、もう用はなくなってしまいますので、そしたら廃止です。

○青木委員：中間監査要綱自体があったとしても、中間監査を行うか行わないかっていうのはその親規程の方で決める、計画で決めることなので、これは、そのままあってもいいものだと思うんですよね。今後、監事さんが変わった時に、監査計画で中間監査を行いましょうっていうことが出てくる可能性もありますので。

○保健大学：ああ、勿論、はい、そうですね。だから、中間監査のあり方が議論されるのは当然あっていいことなのですが、今回の記述の中の中間監査要綱に基づく中間監査が行われてないじゃないかという言い方は、すいません、遵守の外の話なんです。

○青木委員：中間監査要綱を見直す必要があるということ自体が、いらないうということになりますよね。前回の報告書の中で、そういう話からこういう話になったので。

○昆委員長：あの、前回の説明ですと、監査人の方、特に会計監査の方は、もう業務が法人化して安定してきているんで、特に必要としないというような説明でしたね。

それで、あのわかりました。この中間監査は、この監査規程によって中間監査をやるという場合には、この中間監査の要綱に則ってやるということなんで、この要綱を無視して中間監査をしなかった、というのではないから、規則を遵守しなかったということではない。そこは理解できたとして、中間監査をしないというように決定したというのは前回、法人化して業務も安定してきているから、会計処理なんかもう安定してるんでやらなかったというように理解したんですけれどもね。

○久保委員：計画では、中間監査要綱に則って監査を行うとしていたので、これが生きていたと思ったんですけどね。

○昆委員長：そうするとですね、今のご説明では、監事監査規程の方に入る監査計画を作る訳ですけども、その時に中間監査をしないというように判断していれば、この中間監査要綱を使うことは無いんだから、それに反して中間監査をしなかったというのは無いと、だから規則を遵守しなかったというそういうのでは無いと。わかりました。

○行政経営推進室：ひとつ確認なんですけど、保健大学の監事監査規程の方にはですね、監査の種類として定期監査と随時監査の記述がありますが、中間監査について記述はございません。それと確かに、大学法人の方でご説明がありましたけれども、監査を実施する場合には監査計画を作成するというような記載がございますが、今問題になっている中間監査についてですね、中間監査要綱の関連が、この規程と要綱上は、直ちに確認できるような状態にはありません。

法人側のご説明はご説明として、もう一度この規程と要綱の関係と、あと実際、その監事計画においてですね、どういう定めがあったのかについて確認させていただきたいと思います。

○昆委員長：わかりました。

○保健大学：私の方からもひとつ質問しますが、監事さんが行う監査の中に、中間監査という言葉が定期監査の方に書いていないからといって、じゃ誰が監査するのか。監事さんが自分達が、監事が自分達で監査をする計画を作って、今年度はこの計画に従って監査を行っていくというその計画とはずれたところに中間監査がある訳ないじゃないですか。だから中間監査についてどこで定めてるんだというのは、変な言い方ですよ。監事が行うんだもの、監査は。

○昆委員長：ですから、中間監査は、中間監査っていう用語はきちんとありますよね。だから監査の一形態としてそれがあるわけでしょう。だから、監事さんが監査計画の中で今年度は行いませんというように判断したっていうものであれば、それはそれで結構ですっていうのはよくわかる。だから、この規則に遵守していないというようには判断できないだろうと、それは理解できます。

ですから、ここに、評価報告の中を書くときに、今、法人の方の要望は、規程を遵守していないというような文言があるとすれば、それは認識に違いがあるというようにおっしゃってるんですね。

ですから、そこが今のご説明を承った訳ですから、それに照らして、そのような表現になっているかどうかとところをチェックして。それが、ちゃんと今言っているとおりで

あれば、そこのところは削除するっていう。ただ、そのときに、それは削除するとしまして、前回ヒアリングのところでご説明いただいたときには、監事さんの方の考えとしては、会計処理とかそういうものが、もう法人化して何年か経って安定しているんで、だからもう中間監査をしなくても大丈夫だろう、というように判断したと伺った訳なんですけれども。それはそれでいいと。

○保健大学：まあ監事さんがそういうふうな感想を持って、今年度の監査計画を立てたということなんですが、先ほど（４）の業務運営の改善の効率化に関する項目の評価３の項目のところ、文章の一部見え消しで訂正されております、いわゆる、監査に関する規程要綱等を遵守し、適切に実施する必要があると考えられる、というところが消されていますね。これとの整合性もあるので、今のところの文章もそれと合わせて、また今の理論も合わせて当然変わってくるんだと思うんですが。

○昆委員長：この下から４行目のところの、また監査に関する要綱等を遵守し。

○保健大学：監査に関する要綱等を遵守し、というところ変わってくると思うので、それと合わせて今のところを整理していただければと思います。

○昆委員長：そこのところは理解しました。それで、もうひとつ私の方で確認しておきたかったところは、中間監査とかそういうのを実施しなくても大丈夫ですよと判断したものの根拠として、会計処理やなんかも安定してきていて、特に中間監査を実施しなくてもよろしいということから、今年度はしなかったというような説明だったと記憶しているんですが、それはそれでよろしい。

○保健大学：あの、そういうふうな判断をして、そういうふうな中間監査のない今年度の監査計画を監事が立てた。従って中間監査はやらないので、要綱は使わなかったという解釈。今回はね。ただ、見直しの廃止の、いわゆる中間監査要綱を廃止にしてしまうかどうかという問題があるのですが、まあ何年か後に、２～３年後にやっぱり必要だとなれば困るので、当面は見守っていますというご説明をしたと思いました。

○保健大学：はい、あとひとつ付け加えさせていただいてよろしいでしょうか。内部監査を実施してございまして、経営企画室の方で監査に入って内部監査をいたしました。これが、監査計画の一環として内部監査を実施するという話が出てきたわけです。

○昆委員長：それで、内部監査要綱の、内部監査の規則なんかもここにいただいているんですけどね、この内部監査の要綱とかこういうものが、ちゃんと機能しているのかどうかというところに非常に疑問を感じているんですよ。あの、監事監査っていうのは、それは監事っていうのは独自にきちんと選任されて、非常に独立性をもって行うものですからね。評価委員会といえども、監事さんに対してどうのこうのっていうのは、それは中々。

ただ、その内部監査とかに関してはですね、ある種、理事長あるいは学長から直属かどうかは分からないですけども、役員会からも本当に権限を委託されて、それなりに業務とかをチェックしているんだと思います。当然その会計的なものはきちんとチェックしているでしょうし、さらに業務もチェックしているとなれば、それに対して未実施だったとか、そういうものが何個あるときなんかは、相当強い権限を持ってそういうところが指摘されてなければいけない、されてない。そういうのが監査報告書とかそういうのにちゃんとあったのかと。その辺のところはどうもどうなのかと。ですから、内部監査の体制がちょっと心配だなっていうのが感想なんです。

ですから、今おっしゃっていた中間監査要綱に関してっていうようなところは事実誤認があるっていうのは、それは了解しました。それとこの監事監査規程の中に、中間監査とかそういうのをきちんと書き入れなければいけないかというところはどうでしょうね。中間監査というのはひとつの用語として定着しているものでもあるから、わざわざ書かなきゃいけないかっていうと、ちょっと面倒なことになるかと思いますが。

だから今回の記載の仕方っていうことになると、規則を遵守していない部分があるという表現は、それは事実誤認として、そのところは削除する。そして、全体の方と大項目の方と整合性があるように、そのところは記載の仕方を変えると。ただその、全体的な内部監査の実施とかそういうのは、業務の実施状況とかをどれだけチェックして、どれだけ機能したかということになるとちょっと委員会としては、心配な部分もあると。そこら辺の記載というようになるかと思います。

他に何かご質問や付け加えることございますか。

それでは委員の皆様にも、今、法人の方からもご指摘伺いましたとおり、監査に関する規程要綱等を遵守しというところは、これは特に規程を守ってないという訳ではないという、それが今確認されたということで、ここところは削除と。それから表現につきましては、見え消しでやったところもあるんですけども、この監査に関する、4のですね、監査に関する規程要綱等を遵守し適切に実施する必要があると考える、というところは削除しておりまして、次にあの監事監査規程及び内部監査要綱に基づく監査については適切に実施されているが、中間監査要綱に基づく財務監査については実施されていないというところも、これが実施されていないこと自体は問題ではない。では、ここところはですね、もうひとつ見え消しで斜線を引いて消したところだけ以外の問題も、これは2行目3行目もあると思いますので、そこはもう少し表現というのを、こちらの方の表現を変えさせていただきたいと。

どういように変えるかっていいますと、多分、内部監査については、もっと実施方法等を強化していただきたいと、そのような表現になるかと思います。なぜそういうのが必要なのかと言いますと、掲げた業務で未実施のところやなんかいくつか、いくつかある。その辺のチェック体制かなんかを強化していただく。

はい、それでは、他の方に何か全体的なことを聞いていきたいと思いますが。

これ(3)の組織業務運営等に係る改善事項については、特に改善勧告を要する事項はないというのは、大向きには、その勧告とか、そういうものは無いという。まあ細かい点でもう少し検討をお願いしますよ、というのは個々の大項目の中のところに書かれているということでございますけれども。全体についてご意見ございませんでしょうか。

○行政経営推進室：事務局から提案なんですけど、先程の(4)の運営体制の改善に関連して、評価の内容が変更されることに伴いまして、評価について確認させていただければと思います。

○昆委員長：そうですね。ここところ、評価がですね、3になっている訳ですね。これが例えば監査に対するとところの、理解が変わったということでもって、この評価が変わるかどうかということなんですけれども。これはいかがでしょうか。変えて、この3というのを、4とか、5ということは無いにしても、4とかに上げるかどうかという。上げた方がいいっていうご意見ございますか。

○青木委員：そもそも中間監査については問題点が出てきた背景には、年度計画のところは中間監査の検討実施、中間監査の実施及び見直しを行うという年度計画を立てていたことが、きっかけだと思うんですけども、これについてまだ法人としての意見が、意見というか、どのように実施していくかという方向性が固まっていないように思うので、そこがまだ今後の課題として考えられるのではないかなと思います。

ですから、中間監査要綱に従った監査が行われなかったということがなくなったとしても、評価がそんなに大きく上がるということには、ならないのではないかなと思います。

○昆委員長：評価を4に上げるのは、未実施のものがあつたりとか、弱いところがある。そうしますと、この評定は3のままでいい。はい、それではそのようにさせていただきます。

そして、この見え消しにして修正した点を見ると、それから全体のところも監査に対する規程・要綱等を遵守しというところ、これを削除して、書き換えるというところの部分に関しては、これはどうしましょう。今、ご意見伺いましたところをもう一度書き直して、それでこの規程要綱等を遵守しうんぬんというのは完全に削除するとして、こここのところの監査とかそういうのに関する記述というのは、どのように書き換えるかっていうのは、ここで具体的にこういう文言でというようにするのもいかがでしょうか。私の方と事務局の方にお任せ願えれば、ここを書き換えたいと思いますけど、よろしいでしょうか。では、そういうことにさせていただきます。

さて、それではその他に全体について、ご意見やお考えありますでしょうか。

はい、それでは大体これで全部審議が終了しました。ただ法人の方の方々が来ておられるので、今年度、24年度で、これが23年度の評価。そして、24年度も8月まできて、来年度は最終ってことになりますと、例えば、業務の完全実施に向けて進んでおらずと、今年度の後半あたりで全てのもものがほとんど整っていないと、来年度になってから非常に慌ただしくなってしまうというようなことになる訳ですよ。それであの最終的な評価を、どのように評価していくかっていうのも、これから大きな問題になります。

ですから、特に未実施の部分というのは、無くするように法人の方でもお願いしたいということと、どうしても実施できない部分というがあるというのであれば、中期目標を達成するために中期計画がある、中期計画でもって対応出来ないところは、やはり中期目標を達成するために、中期計画ではこここのところが未実施になるけれども、それに代わってこういう手だてを講じた結果、目標としたところが達成したというような方向に向けたり、その判断を出来るだけ早めにやっていただきたいなと思っています。来年度になってしまうと、ちょっと手遅れになってしまうと。

成果の検証とかを求められたときに、教育やなんかですと学生に、例えばアンケートをすとか、卒業生を雇用した組織の方にアンケートをすとかっていいますと、来年度になってしまうと、なかなかそれが困難になるんで、やるんだったら今年度の卒業生とか、そういうようなところでやるなりしないと、なかなか**根拠資料**とかそういうのは整えるのが難しくなるのではないかと。

ですからここは、最終年度から追って行って、このへんでやっとう、そうしますと今年度の卒業生達に対して、ある種チェックをかけるという。そういうのをやって、**根拠資料**をそれなりに作っておいて、法人として判断するっていうのが必要だと思いますので、来年1年あるというよりも、もう今年度で終わりっていう感覚でやっていただいた方がいい

んじゃないかと思えます。ぜひよろしく申し上げます。
それでは本日の審議はこれで終わりました。
これをもって評価委員会を終了します。